

山梨県公報

号外第三十八号

平成二十五年

六月二十一日

金 曜 日

目 次

監査委員

監査の結果に基づく措置状況……………

監査委員

山梨県監査委員告示第八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項の規定により、監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十五年六月二十一日

山梨県監査委員	芦 沢 幸 彦
同	中 村 孝 元
同	中 村 正 則
同	河 西 敏 郎

財政的援助団体等監査

(1) 監査対象団体、監査実施日及び監査の結果は、平成25年3月5日発行(山梨県公報号外第十二号)山梨県監査委員告示第四号のとおり

(2) 監査の結果に基づく措置状況

監査対象団体	山梨県土地開発公社
所 管 部 局	企画県民部
監 査 実 施 日	平成24年10月4日、11月16日

監査の結果

講じた措置(又は今後の方針等)

(指導事項)

- 消防学校整備事業に係る造成設計業務等委託契約において、支出負担行為では前金払不適用となっていたが、契約書は前金払30%以内となっていた。前払いはされなかったが、施行案と契約内容が相違していた。
- 当該業務は終了しているため、契約書の修正等はできないが、今後は、適正に処理する。

- 納期限が到来しても回収されない長期の事業未収金があった。
大月分譲地売却代 502,274,697円
- 平成25年4月25日に全額を回収した。

- 業務方法書第9条第1項に、「公社の業務執行に必要な資金の借入限度額については、毎会計年度予算で定めるものとする。」とあるが、平成23年度の会計予算書の条文において、一時借入金限度額の定めがなかった。(一時借入金限度額：16,090,000千円)
- 平成23年度のみ記載漏れであったが、平成24年度は記載されている。今後も注意して処理する。

- 山梨県との事業用地取得業務委託契約において、委託料の請求が契約書に定められている委託料の算定方法と異なっていた。また、その算定方法における消費税及び地方消費税の取扱いが不明確であった。
- 契約書で定めた委託料算定に関する条文は不十分で誤解を招くものであったが、委託料の算定方法については、契約時に本公社の事業受託要領に基づき算定することと県の担当課と確認をしておき、委託料の金額に誤りはなかった。
今後、同様の契約を行う場合には、消費税等の取扱いも含め該当条文について明確で誤解のないものとする。

- 消費税の申告漏れがあった。消費税確定申告書の課税標準となる課税売上高を4,593,857円としているが、正しくは26,836,857円である。なお、修正申告をしたところ、5,000円の延滞税が発生した。
- 修正申告をし、追加納税を行った。
今後、適正に処理する。

(意見)
 公社は、平成22年度に策定された改革プランに基づき、平成23年度以降新たな事業は行わず、平成49年までに残務処理を終了し解散することとして、借入金等の計画的な処理や長期保有土地の売却、未収金の回収等を行っているが、平成24年4月、公社が分譲した市川三郷町の工業団地の土地(以下「既分譲地」という。)に大量の石やれきが混入していたことが判明したため、原因究明に向けて弁護士や設計・施工の専門家等からなる調査委員会を設置した。委員会において事実関係の調査、原因等の究明が行われ、調査結果が報告された。この報告において、公社による公共残土の受け入れや設計・造成工事、造成地の管理等について問題点が指摘される一方、廃棄物投棄者、地権者が不法行為責任を追及できる可能性があることも併せて指摘された。

県においては、既分譲地の修復のための借入金6億円余と隣接した未分譲地の販売を断念しこの造成のために借り入れた借入金4億円余を合せた11億円余について、公社が自力で返済することが不可能であるとして、公社解散までの長期的な債務処理計画を見直すこととしたが、この債務処理計画は、公社が、計画的に債務を解消することを目的として策定されたものの、実質的には、自力で返済することは不可能な状態にあり、県が財政的な支援を行っている状況にある。

今回の計画の見直しにより、さらに県負担が増加することが見込まれる状況において、県の指導監督責任や公社の管理責任はもとより原因者の特定とその責任の有無など、責任の所在が明確にされないまま終息することは許されないものである。

廃棄物投棄者等については、調査報告において、不法行為責任を追及できる可能性があるとして、早急に厳正な調査を行い、その上で損害賠償の請求を行うなど適切に対処すべきである。

また、隣接する未分譲地については、公社の負債の増加を抑制するため、工業団地として販売することを断念することとしているが、県民負担の軽減を図る観点からも、債務額の縮小に資する活用策を検討する必要がある。

- 調査委員会から「公社は組織としての責任を重く受け止め、猛省すべき」との報告を受けた。
これを受け、組織のマネジメントや危機管理意識を強化するため、業務改善等再発防止策の策定を行うこととした。
具体的な対応
・ 現場管理の強化
・ リスクマネジメントの改善
・ 業務のデジタル化と情報共有の徹底
・ 業務報告、文書管理の徹底
- 廃棄物投棄者等への対応
現在、顧問弁護士と協議し、検討中である。
- 隣接の未分譲地の対応
工業団地としての販売を断念し、他の活用策を検討していくこととする。

監査対象団体	財団法人 山梨県農業振興公社
所管部局	農政部
監査実施日	平成24年8月27日、28日、10月22日
監査の結果	
(指導事項)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通勤手当において、平成22年度に過払いが発生していたが未収金として計上せず、平成23年度の4月分に過払いし、5月分において調整し処理していた。 ○ 退職給付引当金を26,560,704円計上しているが、引当金ではなく未払金(確定債務)に計上すべきである。また、退職給付引当金が2,049,300円計上不足であった。 ○ 3月31日までは在職しており、4月1日に退職が確定となるので未払金には該当しないとして処理したが、今後職員が定年退職となるときは、関係機関等とも協議して適切に対応する。計上不足の退職給付引当金については、平成24年度で計上して対応する。また、次回以降の会計年度においても適切に計上していく。 ○ 今後は県からも残高証明書を入手する。 ○ 平成25年度から当該年度職務に相当する賞与相当額を引当金として計上するよう改める。 ○ 平成24年12月27日に修正申告のうえ5,300円を納付済となっている。今後は細心の注意を払っての業務執行に努める。 ○ 今後とも継続して返済させるとともに、返済額の増額と連帯保証人の返済履行を促し、回収に努めていく。 ○ 今後、重要な会計方針の変更など財務諸表に注記すべき事項については、関係会計基準に則り適切に表示する。 連約金(損害賠償金)の収益計上時期については「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」の中で農林水産省が示す考え方は、法人税法基本通達2-1-43(損害賠償金等の帰属の時期)などにも合致した合理的な収益の計上基準であり、今後とも徴収の都度収益に計上していくこととする。
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就農支援資金貸付金の償還金の延滞に係る連約金について、平成22年度は前回の監査結果に基づき未収金に計上していたが、平成23年度は既計上額を全額取崩し、徴収の都度収益に計上する方法に変更している。当該変更は「重要な会計方針の変更」として財務諸表に注記すべきところを「引当金の計上基準」にして注記しており、変更による影響額の記載がなかった。また、変更の根拠を「農林水産省の指導通知」と注記しているが、実際には、指導通知ではなく、参考資料である「就農支援資金制度に関する一問一答集問151」に基づいて変更していた。

○ 就農支援資金免除引当金について、就農支援資金貸付金償還免除規程が平成14年3月31日に廃止されており、引当の根拠がなくなっているにもかかわらず、継続して計上している。なお、当該引当金は、平成20年度包括外部監査の結果に対する措置として「就農促進のための施策として貸付金の一部償還免除は今後も必要であり、平成21年度に引当金の計上基準を規定した上で必要額を計上する。」としていたものである。

○ 計上している引当金は取り崩すが、その後の対応については県と協議していく。

(意見)

公社の経営については、平成24年7月に山梨県農業振興公社改革プランが改定され、平成28年度までの5年間で計画期間とする経営計画が策定された。公社は、これまで職員体制の見直しや、人件費の削減など経営改善に向けた取り組みを進めてきた。農地保有合理化事業における長期保有農地の処分については、22年度未だ全て完了し売却差損が約1億6千万円と確定した。

農地保有合理化事業については、事業量の拡大を図っているが、本県の耕作放棄農地の割合は14.7%と全国でも2番目に高い割合となっており、引き続き、耕作放棄地の解消や、周辺農地と合わせた利用促進を進めていく必要がある。

今後は、公益法人への移行に向け、一層の経営合理化を進めるとともに農地保有合理化事業や担い手育成対策事業の拡大により収益の改善を図り債務残高の縮減に努められたい。

農業振興公社では県の改革プランの改定を受けて、平成25年度から27年度までを実施期間とする農業振興公社経営計画を改革プランに基づいて策定した。

この経営計画では農地保有合理化事業の拡大と担い手の育成対策を事業の柱として具体的な取組計画を定めており、特に農地保有合理化事業については、売買及び賃借の目標数値を定めて推進する計画としている。

これら事業の積極的な実施と経営の合理化により収益を確保し、債務の返済を進めていくこととする。

監査対象団体 山梨県道路公社

所管部局 県土整備部

監査実施日 平成24年8月29日、10月19日

講じた措置 (又は今後の方針等)

(指摘事項)

○ 平成24年度会計に計上すべき資産及び費用について、平成23年度に計上していた。なお、消費税及び地方消費税について修正申告したところ、延滞税94,700円が発生した。

- 富士山有料道路の気象観測設備設置工事の完成引渡は、平成24年7月2日にもかかわらず、平成23年度決算で備品14,595,000円、修繕費(設置工事)18,399,150円を資産と費用に計上しており、消費税についても1,571,000円の過大還付請求となっている。また、工事費は修繕費ではなく固定資産の取得価額に含めるべきである。

○ 平成23年度決算の過大計上や修繕費の取扱等については、平成24年度決算において修正する。

また、今後は、消費税処理を含めた決算処理のマニュアルを定め、適正に処理する。

- 富士山五合目建物外の管理業務委託(契約期間：平成24年3月8日～平成24年9月28日)について、契約金額4,935,000円全額を当期(平成23年度)の経費に計上しており、委託料の過大計上となっている。
- 富士山五合目発電機改修工事(工期：平成24年3月5日～平成24年8月31日)について、未完成にもかかわらず、請負金額40,635,000円全額を当期(平成23年度)の修繕費に計上しており、消費税についても1,935,000円の過大還付となっている。
- 富士山五合目トイレ建物改修工事(工期：平成24年3月8日～平成24年7月31日)について、未完成にもかかわらず、請負金額95,550,000円全額を当期(平成23年度)の修繕費に計上しており、消費税についても4,550,000円の過大還付となっている。また、経費科目は修繕費でなく、資本的支出として資産計上すべきである。

(指導事項)

○ 道路公社会計規程実施細則第19条には、有料道路通行料を収納したときには、現金出納簿により、現金領収書控等の証拠書類を添付のうえ、出納員に引き渡すと規定しているが、雁坂トンネル有料道路の通行料金の収納にあたり収入調定書に証拠書類が添付されていなかった。

○ 収入調定書には、収入日計表又は現金領収書控を添付することとした。

○ 県からの一時借入金について残高証明書を入手していなかった。
(一時借入金残高165,000千円)

○ 今後は県からも残高証明書を入手する。

○ 雁坂トンネル有料道路について、想定される修繕見込額270,000千円について70,614千円しか計上していないため、199,386千円の引当金が不足している。

○ 当初想定していた修繕対象の設備について、設備の縮小及び運用方針の修正を検討するとともに、設備更新の費用負担のあり方について、山梨・埼玉の両県と協議を重ねているところである。今後、検討結果を踏まえ、当公社が修繕すべき対象設備を決定した上で、不足している場合には、引当を行うこととする。

(意見)

公社の経営については、雁坂トンネル有料道路について、実績交通量と計画交通量との乖離が大きいため、平成23年12月に改定された経営計画に沿って、経費の削減や交通量増加に向けた取り組みを進めてきた。また、建設時の借入金の償還額がピークを迎えることから発生する資金不足を補う必要があり、平成24年度から

新たな経営計画に沿って、引き続き利用促進対策に積極的に取り組むとともに、維持管理費の更なる削減に努めていく。

県の長期無利子貸し付けを受け、経営改善に努めているところである。
今後とも、適切な道路管理を行う中で、経営計画の着実な実行を図りたい。

監査対象団体	公益財団法人 山梨県下水道公社
所 管 部 局	県土整備部
監 査 実 施 日	平成24年8月30日、10月22日
	監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

○ 今後は公社事務決裁規程を遵守し、決裁をとるよう注意する。

○ 今後は契約書条項中に免除条項を記載するとともに、執行伺いには免除理由を記載する。

○ 平成24年9月に不支給分の追給処理を行った。

○ 今後は契約書に欠落事項がないよう確認する。

○ 今後は契約書に違約金徴収条項及び暴力団排除条項を記載する。

○ 平成24年度より振替伝票の起票を行い、保管している。

○ 富士北麓浄化センターの「産業廃棄物処理委託契約書」において、同公社財務規程第77条の4に基づく違約金徴収条項、及び山梨県暴力団排除条例に基づく暴力団排除条項が記載されていなかった。

監査対象団体	山梨県住宅供給公社
所 管 部 局	県土整備部
監 査 実 施 日	平成24年10月2日、3日、11月16日
	監査の結果

講じた措置 (又は今後の方針等)

○ 平成24年度の四輪の自動車又は二輪車使用による通勤手当支給額の改定に係る認定を行なった。平成23年度の額の支給終期を記載した。

○ 持家に係る住居手当については、平成23年3月分で廃止となったが、住宅手当認定簿に支給終期の記載がなされていた。 (4名)

○ 賞与引当金は、プロパー職員の分のみを計上し、専門員、非常勤嘱託、他の公社と併任している役職員の賞与引当金は計上していないため、883,971円計上不足となっている。また、プロパー職員の賞与引当金については、126,347円過大計上となっている。

○ 退職給付引当金が級号給の適用誤りにより167,684円計上不足となっている。

○ 山宮賃貸住宅の建物について借地契約の残存年数で償却しているが、償却率は計算する際に、残存年数16年11ヶ月を0.062 (=1/16.11) で計算しているが、本来であれば0.059 (=1/(16+11/12)) で計算すべきであり、減価償却費が2,845,314円の過大計上となっている。水道、電気等設備については、建物本体と同一の残存年数で償却しているが、本来は建物本体とは区分して15年で償却すべきである。

○ 建物 (山宮倉庫) 及び備品について、95%まで償却しているが、公社財務規程では残存価額は備忘価額となっており、1円まで償却しなければならぬので、償却不足が115,757円発生している。

○ 県営住宅の退去修繕未収金が14,172,811円ある。公社は引当金算定の実施要領に基づき、このうち50%の貸倒引当金を計上しているが、同要領によると、家賃等の場合には、6ヶ月以上の長期滞納者については、回収不能見込額の100%を計上することとなっている。

○ 平成24年度決算より、適正に計上する。

○ 引当金算定の実施要領を改正し、平成24年度決算に計上する。

○ 既に積算資料がないことから、建物と区分することは困難であるため、従来通り、建物と一体で処理することとし、過大計上については、平成24年度決算より適正に処理する。